資　料　1
令和８年度第３回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

令和8年度　第3回　事業評価監視委員会　審議案件一覧

事業区分		事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由（事後評価）	⑤の理由	特に重点的な審議を要する案件 事務局（案）	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由	備考
道路	1	東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）	H21	R6	⑤	事業費の増加により、現時点で評価する必要が生じたため	重点					○	盛土材に用いる発生土の土質改良追加やそれに伴う仮置場への運搬追加等による100億円以上の事業費増のため	
道路	2	一般国道246号　厚木秦野道路	H10	R3	④		重点			○	○		労務費・材料単価の上昇、及び詳細な現地状況を踏まえた橋梁及びトンネル計画の変更に伴う増額、ならびに用地取得難航に伴う事業期間の延伸のため	一体評価
道路	3	一般国道246号　厚木秦野道路（伊勢原西～秦野中井）	H26	R3	④		重点				○		機能補償道路計画に関する地元との合意形成に時間を要したことによる用地測量調査着手時期の遅延のため	
港湾	1	川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業	H21	R6	⑤	事業費の増加により、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○			労務費・材料単価の上昇や施工条件を踏まえた実態反映による事業費増のため	
公園	1	国営常陸海浜公園	S54	R3	④		一括							
砂防	1	浅間山直轄火山砂防事業	H24	R3	④		一括							

審議件数（再評価）6件

◆再評価理由
①：事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
②：事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
③：準備・計画段階で3年間が経過している事業
④：再評価実施後5年間が経過している事業
⑤：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定
(a)事業計画が顕著に変更された事業
(b)便益が顕著に減少する事業
(c)事業費が顕著に増加する事業
(d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
(e)その他の要因

◆一括審議案件の選定
前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業（要因の変化が軽微）は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。